



南のかぜだより

*** 第20号 ***
2025年 春号
発行 特定非営利活動法人
ソーシャルネット南のかぜ

ソーシャルネット南のかぜは12年目に入ります

スタートから11年、成年後見制度を市民の目線から地域に伝えることを使命に、講演会や法人後見での受任を実践してきました。成年後見制度や法人後見という言葉を目にするのが少ない中で、地域で「見える化」する大きな役割を担ってきました。今では金融機関だけでなく市役所も、後見人受任が個人だけではなく、法人後見受任の取り扱いも確立されています。また、地域の中で成年後見人を担う人の支援や法人後見の仕組みづくりが求められていますが、「特定非営利活動法人ソーシャルネット南のかぜ」は先行して取り組んできました。

この地域の成年後見制度利用促進を図る機関は、一般社団法人多摩南部成年後見センターだけでなく、地域の社会福祉協議会や行政が中核機関として取り組んでいます。

当法人は中核機関の委託は受けておりませんが、約50件の受任実績と様々な相談経験を生かして、家族や親族が成年後見人を担えるように支援が必要と考え「親族後見人支援事業～笑顔のネットワークづくり～」に取り組んでおります。取り組みから3年目になります。地域共生社会の実現をめざした成年後見制度推進のひとつは、家族や親族が成年後見人になってその経験を「もう一人の誰かのために」実践してもらい、そんな仕組みではないかと思えます。一人でも多くの方に共感してもらえよう取り組みを進めていきます。(大輪典子)

親族後見人支援事業

～笑顔のネットワークづくり～

カフェタイム

終活・将来の不安なんでもNK

4月からの
申込はこちら

親族後見人支援事業 この一年

ソーシャルネット南のかぜは地域の集まりにお邪魔して、後見制度を含めた権利擁護を身近に感じていただくために「笑顔のネットワークづくり」とネーミングした何でも話せるカフェタイムを開催しています。障害者の家族会では後見制度の利用に向けて具体的な事例を挙げて説明を行いました。地域の高齢者の昼食会にお邪魔した時は、南のかぜの「わ

たしの物語をつむぐノート」の使い方を説明し後見制度のお話をする、市民後見人を経験された参加者の中から大変だけどもやりがいがあったとの声も挙げられました。また終活に向けた講座の開催も考えている葬儀会社から社員研修として講義を依頼されたことがあります。依頼元の属性は異なりますが、第2期成年後見制度利用促進基本計画における住み慣れた地域で障害があっても、高齢になっても、自分らしく暮らし続けることができるための権利擁護の視点が市民の間に広がっていくようこれからも活動を続けたいと思えます。(鈴木禎子)

「今から始める老い支度」 講座を開催しました

2025年1月19日、山口ゆかり弁護士（けやき法律事務所・府中市社会福祉協議会 権利擁護センター）ふちゅう所長）を講師にお迎えし、稲城市福祉センターにて「今から始める老い支度」講座を開催しました。当日35名の参加があり「老い支度」への関心の高さがうかがえました。

「老い支度」の本質について、「しまつていく・終わっていく」等、一般的にマイナスのイメージがある「老い支度」ですが、しまう・終わるといっているのではなく、「老い支度」を「この物語の主人公は私です。」と捉えることに本質があると話されました。各自が人生の主人公として、人生が終わったあと主體的に舵をきっていく、実は「未来志向」というお話しが印象に残りました。プラス思考に転じて「老い支度」を始めてみようと思いを押しつけてくれる言葉でした。

講演ではまず「老い支度」に係る法律制度について話され、その後、法律以外の選択肢について具体的にリストに挙げ、途中質問も受けながら説明をされました。

講演のあとグループに分かれ、南のかぜ会員を交えてカフェタイムを設け疑問や不明な点について話し合い、最後にグループ

から出た質問等について講師にお答えいただき、さらに理解を深めることができました。

【老い支度に関する選択肢】

「老い支度」をどういう風にデザインしていくか、自分ではままならなくなることを次の3つの状況に分けました。

- ① 身体的
- ② 判断能力
- ③ 死後の事（持ち物・残された家族等）

それぞれに関して何ができるか選択肢は下記表の通りです。

【今後の要望等】

今回と同様の勉強会開催のご要望とともに、後見・遺言・福祉の窓口に関する事・財産管理に関する講演のご要望がありました。また終活は一人一人内容が違いため、対人で無料または低料金で相談できる相談会開催のご希望もありました。無料の相談会をご希望のグループについては当法人の「親族後見人支援事業」笑顔のネットワークのご利用ができます。南のかぜまでご相談下さい。



状況	老い支度に関する選択肢	ポイント
① 身体的	無し	<ul style="list-style-type: none"> 判断能力があるうちは成年後見制度等、法律的に備える必要はない 但し、日常生活自立支援事業（対象拡大）があり要相談
② 判断能力	日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活はできるが判断能力に不安がでてきた 契約前提（契約の理解ができる） ・ 成年後見制度に比べ費用が安い 福祉サービス利用支援、財産管理 ・ 日常生活を越える財産管理はできない
	成年後見制度	<ul style="list-style-type: none"> 任意後見制度 <ul style="list-style-type: none"> 判断能力がしっかりしている内に契約で決めておく（誰に何をどの範囲で、報酬はいくらで） 判断能力が低下した時に発効 法定後見制度 <ul style="list-style-type: none"> 法による後見制度（補助、保佐、後見） 現時点で判断能力が低下している人 家庭裁判所に申立て、裁判所が後見人等を選任（候補者はあげられる）
③ 死後の事（持ち物や残された家族等）	遺言	<ul style="list-style-type: none"> 自筆証書遺言 <ul style="list-style-type: none"> 全文自筆（日付、署名、印）コスト安い 相続が発生した際、検認が必要 紛失等の恐れ（自筆証書遺言保管制度を利用すれば紛失の恐れはない） 遺言を書いた時点での遺言能力の証明ができない 公正証書遺言 <ul style="list-style-type: none"> 公証役場にて作成（公証人、証人2名、本人）、遺言能力の証明 内容の様式に間違いが無い、紛失の恐れが無い コストがかかる
	民事信託	<ul style="list-style-type: none"> 自分の死後に関して自分の財産の使い方を決めておける 受託者を誰にするか、管理人がいらない

制度の選択肢のみを挙げました。制度の詳細は専門家にご相談ください。相談場所：市役所・包括支援センター・社会福祉協議会・南のかぜ等（各機関の間で連携しており、相談の内容に応じて適切な機関につながります）

参加者のアンケートより

【老い支度について】

- ・ざっくり老い支度について知ることができた。とても勉強になりました。
- ・何が必要か、何をするのがわかりました。
- ・元気なうちに始めてみようという気になりました。

【法律制度について】

- ・大変に現実的で身近なテーマが良かった。法律の不安が多少減少した。
- ・成年後見制度をはじめ、老い支度の全体像を把握することができてたすかりました。
- ・成年後見制度や身元保証人等、知りたかったことがわかったので良かったです。

【相談機関】

- ・どこに相談するかなど具体的に説明して頂いたので早速行動したいと思います。
- ・身近なところに相談できる場所があることが分かった（NPO法人・地域包括等）ので安心感につながりました。

【その他】

- ・グループ内の話し合いは具体的に問題点が話せて良かった。
- ・質問に対する回答は要点が明確でわかりやすかった。

（小川弘子）

この講演は稲城市社会福祉協議会歳末たすけあい運動助成金を受けて開催されました。

2024年度の権利擁護トピック

2024年度は、二つの虐待防止に関する動きがありました。

ひとつは、高齢者分野で全ての介護サービス事業所の虐待防止に向けた取り組みの実施が義務となりました。これは令和3年度の介護報酬改定のポイントのひとつ「高齢者虐待防止の推進」が3年間の経過措置をへて義務化されたものです。この背景には、高齢者虐待の増加があげられます。

具体的には、虐待の発生又はその再発を防止するため

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的開催、従業員への周知徹底
- ②虐待の防止のための指針を整備する
- ③従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ④上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

以上の措置を講じなければなりません。実施できていなければ介護報酬を減らす措置が取られます。

もうひとつは精神保健福祉分野で、令和6年4月から精神保健福祉法が改正され、都道府県への虐待通報が義務化されました。精神科病院における業務従事者による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した場合には、通報することが義務となります。業務従事者は、通報したことを理由とする解雇その他不利益な取り扱いを受けません。もちろん、業務従事者による虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届けることができます。

虐待の防止は、後見人等にとっても大きな責務です。たとえば、被後見人が精神障害で身体拘束されている場合、法律にのっとった手続きの元で行われているのか確認が必要です。私たちが後見人等となることは、それだけで、虐待の予防につながるかもしれません。虐待場面では、個別ケースワークだけでなく、病院や事業所、行政などの組織や地域とのつながりが大事になります。だからこそ、周りの社会福祉士の先輩やNPO法人の先輩方、「ばあとなあ東京」、地域包括支援センター、行政など、どんどん相談してつながっていくことを心掛けたいと思います。

(田村篤子)



新入会員の紹介

〱 俵山知子〱

今年、障害者の方への支援を併設する居宅介護支援事業所へ転職したことを機に、ソーシャルネット南のかげの会員にも加えていただきました。

約20年前に福祉施設でアロマセラピーボランティアをした際に出逢った重度認知症の方のはじける笑顔がきっかけで、主に自宅で暮らす高齢者に関わっています。

認知症があっても障害を持っていてもその方が望む居場所で笑いあって暮らす地域をともに育み守ってゆける人になりたいと考えています。宜しくお願い致します。

介護帰省

5年目突入！

実家(愛知県)への介護帰省が5年目に入った。超高齢者の両親は介護サービスを利用して何とか暮らしている。振り返ってみれば、2021年2月、かかりつけ医への同行から始まった。何となく様子がおかしい気配はあったが、コロナで思うように移動が出来ずにいた。私と話した医師は即座に大学病院の高齢診療科に予約を取った。以前から認

知機能に問題があるのではないかと気づいていたようだった。

当時の母は普通に会話ができ、徒歩で30分程の距離の病院に出かけることもできた。3月末、大病院を受診、詳しい検査を経て5月にMCI(軽度認知障害)と診断された。すぐに介護保険の申請をして、要支援1。その年は8回帰省、室内を見て回ると日常の手入れがいい加減に...あちこちに同じ品物がたくさんある、冷蔵庫の中はぐちゃぐちゃ、何年も前に賞味期限切れの食品などなど、驚くことばかり。改めて認知症の本を読み直し、経験者の友人に話を聞き、介護事業所の方に相談しながら、遠距離に住む自分ができることは何かを考えた。現在母は要介護3、2度の入院生活後、足腰筋力の低下と認知機能の低下はあるが、まだ二人暮らしを続けている。いろいろ困難もあるが、二人一緒に自宅で暮らせる今が幸せだと私は思う。介護関係者の方々には感謝しかない。

(廣田雅恵)



5つの生活場面の26の権利と責任

26の権利は5つの主要領域に分類されています。個人に関する権利（Personal Right）、日常生活に関する権利（Living Arrangement）、健康に関する権利（Health Care）、生活力の向上に関する権利（Work & Habilitation）、安全な環境に関する権利（Safe Environment）の5つです。

19 生活力の向上に関する権利のなかの「Work and Play」

Right（権利）：To work 働くことができます

To be paid for what you do 働くことによる相応の対価を得ることができます

Sample Responsibilities（責任）：To follow the rules of the work place 職場の規則に従うこと

To be a good co-worker 良き同僚であること

To pay your bills 請求書を支払うこと

To retire with things to do やるべきことを持って退職すること



適材適所という言葉がありますが、その人の能力や才能、資質などを考慮して、適した仕事に就くことで、その人のモチベーションの維持につながります。

周囲の人と同じやり方ではできなくても、その人に合ったやり方を見つけることで、たとえ障害があっても働くこと（作業をすること）ができることがあります。

本人の好みや得意なことが尊重され、人のために何かをすることが喜びにつながる経験をすることは、仕事や生きがいを見つけることにつながります。適切な支援者に多く出会えるように、小さなことから少しずつ社会生活経験をひろげていくこと、近くにいる支援者が新たな支援者との出会いを提供することも大切です。

（窪田由利子）

一ロメモ：ティーバックで害虫対策

ティーバッグを土に埋めるメリットは害虫を寄せ付けない効果がある点です。使い終わったティーバッグやコーヒーカス

を害虫が嫌うって

知ってましたか？

もう大切な植物をエサにする害虫とはおさらばです。



編集後記

昨年は震災・水害と自然災害が多発し、多くの方々が日常を無くされました。世界でも戦争や紛争のニュースが入って来ない日は無く、その影響は多くの国に及び、「平和」の大切さと同時に脆さを改めて考えさせられた方も多いのではないのでしょうか。日々平和に日常を過ごせることに感謝。ずっと平和であって欲しいと願います。

（小川弘子）

会員募集中です。 あなたも会員に！

私たちの活動は、会員の会費に支えられています。

正会員：〈入会金〉10,000円 〈年会費〉12,000円

賛助会員：〈入会金〉なし 〈年会費〉個人一口3,000円 団体一口10,000円

特定非営利活動法人 ソーシャルネット南のかぜ

〒206-0804東京都稲城市東長沼2100-1 サングレイス208

TEL&FAX: 042-379-8485

Mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp

URL: <http://minaminokaze-social.net/>

営業時間：10:00～16:00（土日祝日は除く）

